

《日本茶インストラクター協会 埼玉県支部規約》

(名称及び事務局)

第1条 この会の名称は、日本茶インストラクター協会埼玉県支部(以下『本会』という)と称し、事務局を埼玉県内に置き、所在地を本会代表者である支部長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と連携を図り、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会(以下『協会』という)並びに特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会東日本ブロックと連携して、茶文化の発展と会員の社会的地位向上のため活動する。

(組織)

第3条 本会は次の資格を有するものを持って組織する。

- (1)協会が認定し、登録された埼玉県内に在住の日本茶インストラクター
- (2)協会が認定し、登録された埼玉県内に在住の日本茶アドバイザー
- (3)その他、本会が認めた者

但し、選挙権・議決権は本会所属の日本茶インストラクター、並びに日本茶アドバイザーの代表者が有する。又、被選挙権は日本茶インストラクターのみが有する。

(事業)

第4条 本会は、規約第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)会員相互の連携と協調に関すること
- (2)会員の資質向上に関すること
- (3)茶文化の普及・啓発に関すること
- (4)茶に関する情報の収集と提供に関すること
- (5)日本茶インストラクター並びに日本茶アドバイザー育成に関すること
- (6)特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会並びに特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会東日本ブロック事業に関すること
- (7)その他、会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)支部長 1名
- (2)副支部長 1名以上
- (3)事務局 1名以上
- (4)会計 1名以上
- (5)監事 1名
- (6)事業運営スタッフ 1名以上
- (7)日本茶アドバイザー埼玉県支部代表 若干名

2 役員は協会運営規定に基づき選任する。

3 支部長並びに副支部長、会計は役員会の互選による。

4 監事は支部長が任命する。

5 事業運営スタッフとアドバイザー代表は役員会で選出し支部長が任命する。

6 役員会は(1)～(4)までの役員で構成し、必要のある時は他の役員を招集できる。

7 本会に顧問を置く事ができる。顧問は総会において推薦され支部長が任命する。

(任期)

第6条 1 役員会の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員会の任期は就任後第2回目の通常総会の終了の時までとする。

3 補欠又は増員によって就任した役員会の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。